

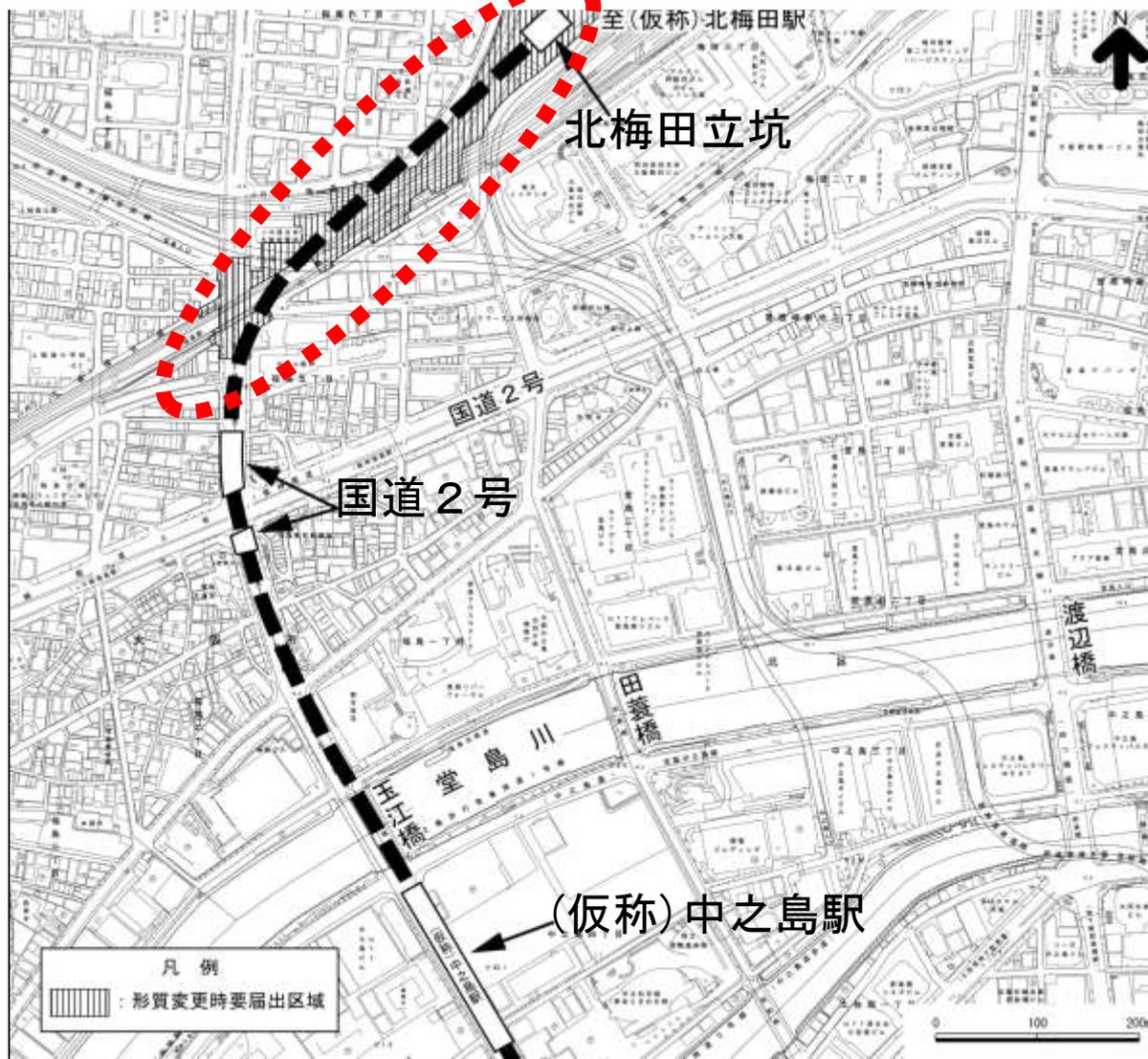
7) その他の項目の予測・評価

環境影響評価項目		環境影響要因							
		施設の存在		施設の利用			施設の建設工事		
		地上 構造物 の存在	地下 構造物 の存在	列車の 走行	換気施設 の稼働	駅施設 の利用	建設機械の 稼働	工事関連車 両の走行	土地・河川 の改変
1	大気質						○	○	
2	水質・底質								○
3	地下水								○
4	土壌								○
5	騒音			○	○		○	○	
6	振動			○			○	○	
7	低周波音			○	○				
8	地盤沈下		○						○
9	日照障害	○							
10	電波障害	○		○					
11	廃棄物・残土	廃棄物				○			○
		残土							○
12	水象								○
13	動物								○
14	植物								○
15	生態系								○
16	景観	○							
17	自然とのふれあい活動の場								○
18	文化財								○

7) その他の項目の予測・評価 (地下水・土壌)

① 予測箇所：地下水・土壌

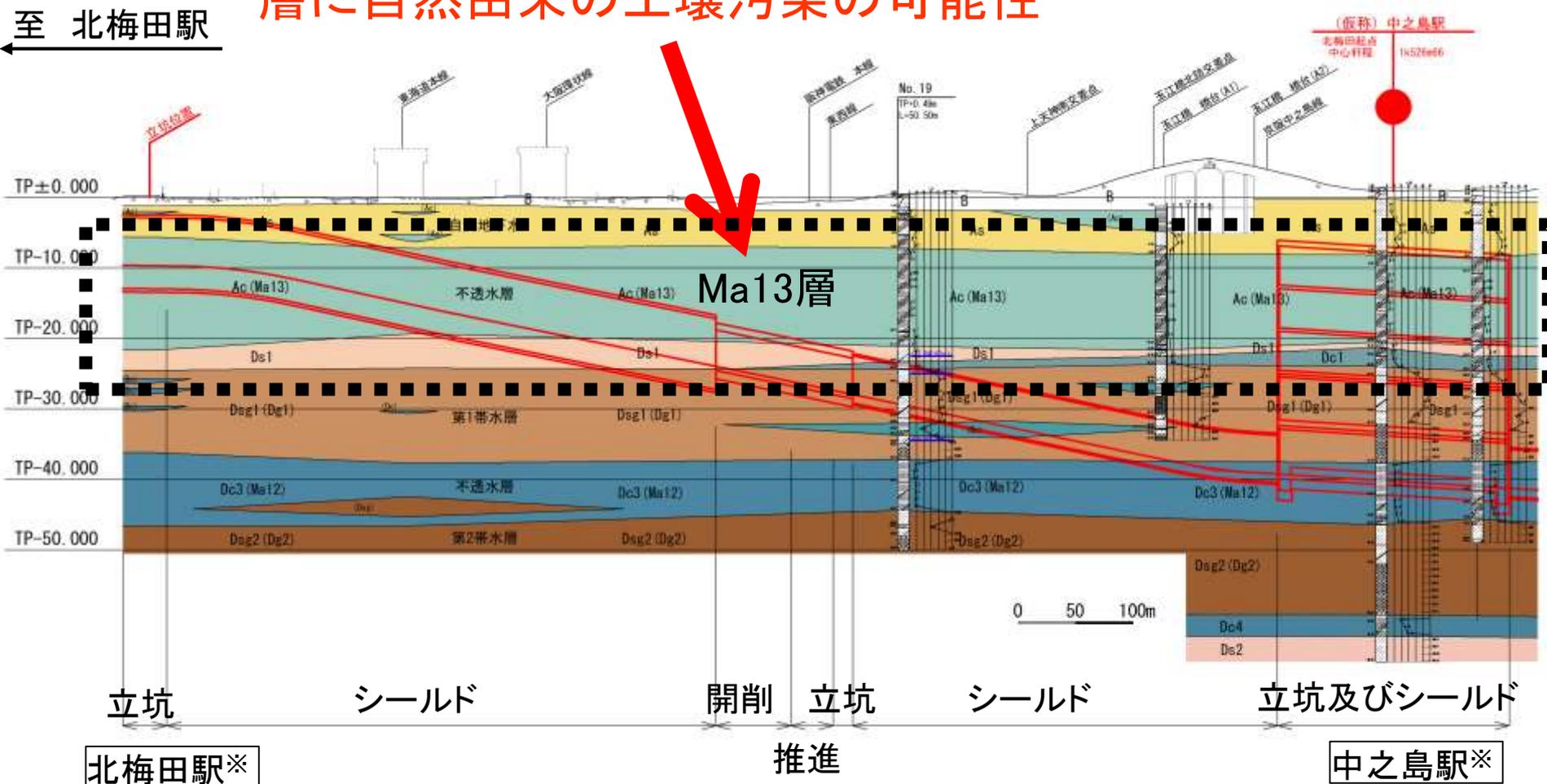
予測箇所：北梅田立坑、国道2号並びに (仮称) 中之島駅



7) その他の項目の予測・評価 (地下水・土壌)

① 既存資料調査：地下水・土壌

(仮称)北梅田駅から(仮称)中之島駅間のMa13層に自然由来の土壌汚染の可能性



※駅名は仮称

7) その他の項目の予測・評価（地下水・土壌）

② 予測結果：地下水・土壌

< 拡散防止上の配慮 >

- 周囲の地盤を乱さない施工方法の採用
- 場内の散水や発生土をシートで覆う等の飛散防止
- 運搬車両のタイヤ洗浄等場外への拡散防止等

以上のことから、地下水・土壌の環境への影響は軽微なものと予測

③ 環境保全措置：地下水・土壌

関係法令等に準拠した汚染土壌の搬出、運搬及び処理

7) その他の項目の予測・評価 (地盤沈下)

① 予測箇所：地盤沈下



※駅名は仮称

7) その他の項目の予測・評価 (地盤沈下)

② 予測結果：地盤沈下

○地下構造物の存在に伴う地盤沈下

予測箇所	地盤沈下量(mm)	安全管理値
国道2号部	0.899	約15mm
中之島駅	2.162	
西本町駅	4.305	
道頓堀川部	1.575	
南海新難波駅 北側開削部	1.145	

○土地・河川の改変に伴う地盤沈下

建設工事中に、地下水の低下により生じる地盤沈下を引き起こすような排水工法は行わないため、地盤沈下は生じないものと予測

7) その他の項目の予測・評価（廃棄物・残土）

<駅施設の利用に係る廃棄物>

② 予測結果

将来の時点での有効なリサイクルシステムを採用しリサイクル率の向上に努めます。

③ 環境保全措置

○ 駅構内でのごみの分別を促す掲示 等

<土地の改変に係る廃棄物・残土>

② 予測結果

掘削残土については、埋戻土に流用する等、可能な限り工事間流用を図り、有効に活用

7) その他の項目の予測・評価 (文化財)

① 予測箇所：文化財

12か所埋蔵文化財包蔵地

(シールド工事区間8か所、開削工事区間4か所)

② 予測結果

改変のおそれがあると予測

建設工事の実施に当たっては、大阪市教育委員会等の関係機関と協議を行い、適切な措置を講じます

環境影響評価の予測・評価結果（まとめ）

基準又は目標値、参考値を満足及び影響が小さいと予測・評価した項目

- ①大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん等) ⑦低周波音 ⑧地盤沈下
⑨日照障害 ⑪廃棄物・残土 ⑫水象 ⑬動物 ⑭植物
⑮生態系 ⑯景観 ⑰自然とのふれあい活動の場 ⑱文化財

環境保全対策を実施することで、回避又は低減されていると評価した項目

- ②水質・底質 ③地下水 ④土壌 ⑤騒音 ⑥振動 ⑩電波障害



事後調査について

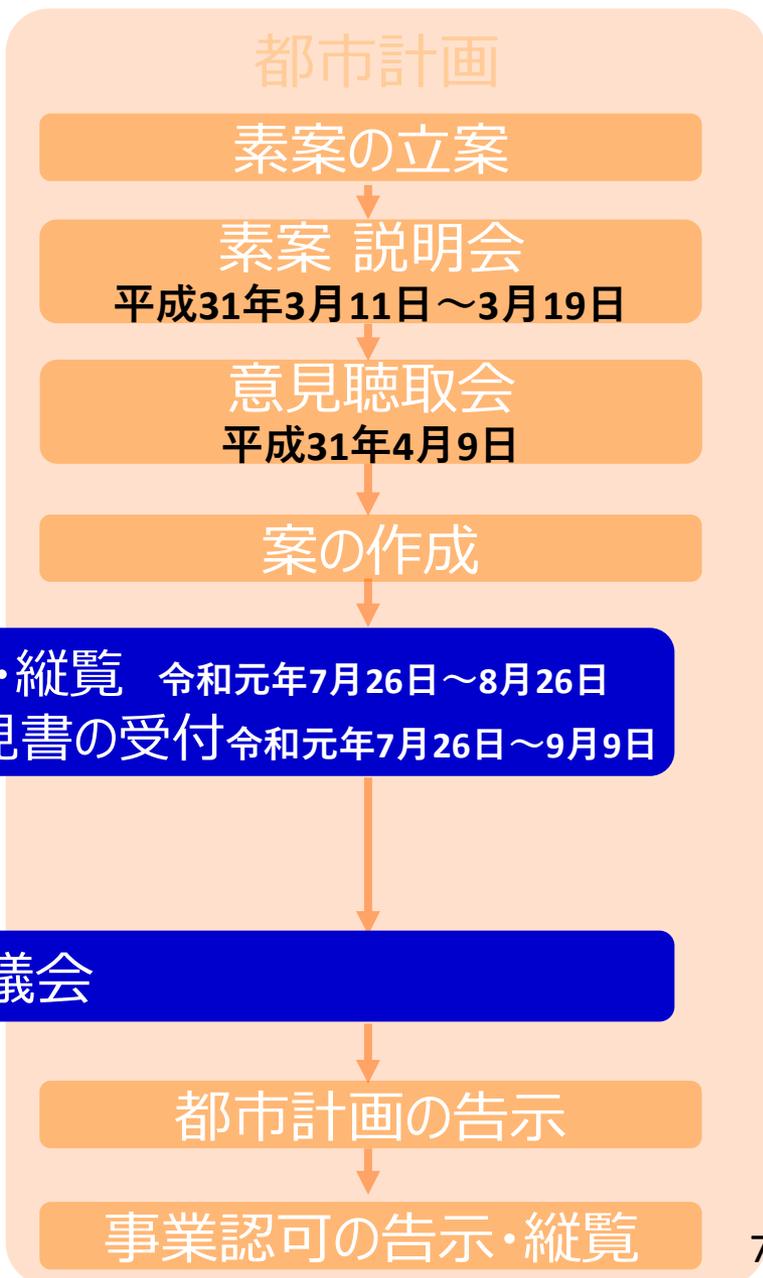
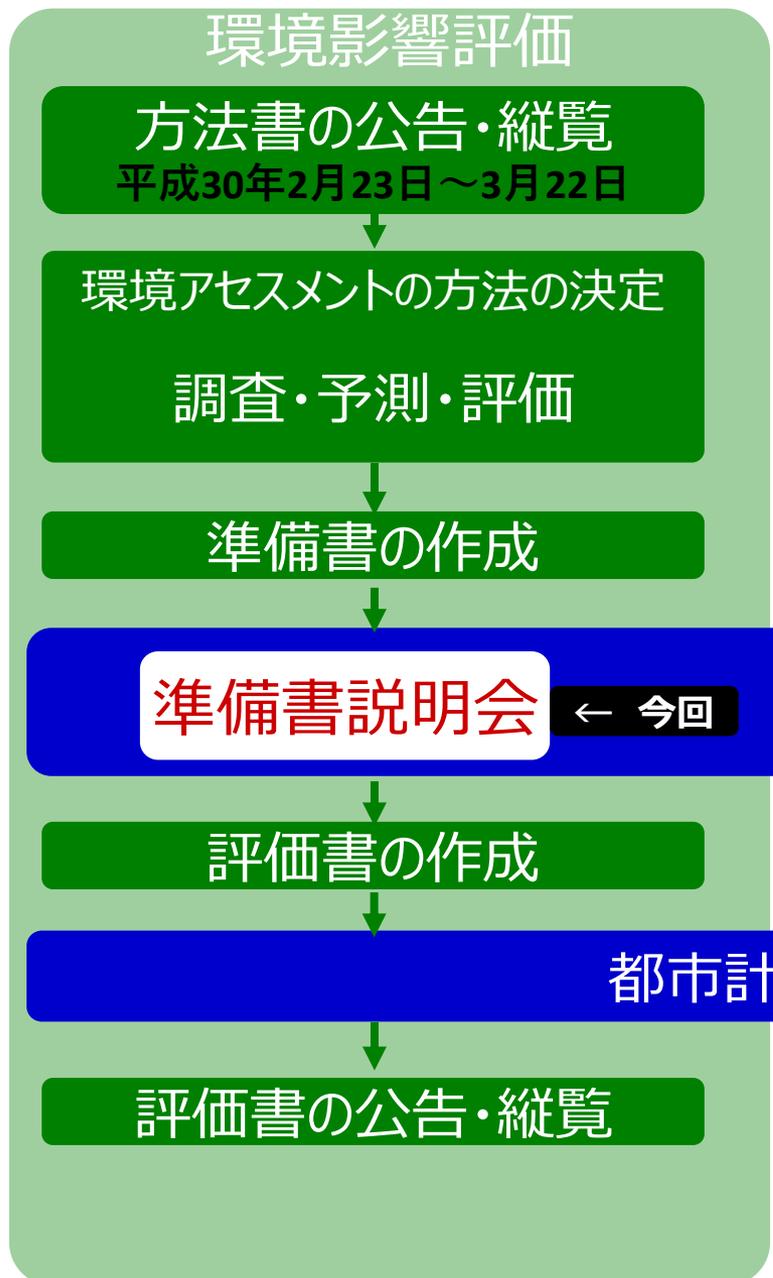
大阪市環境影響評価条例に基づく事後調査として施設の利用に係る騒音、振動、低周波音、廃棄物、建設工事中に係る水質、騒音、振動、廃棄物・残土の調査を実施します。



対象鉄道事業に係る環境の保全について、適正な配慮がなされていると評価します。

手続きの状況と本日の説明会の位置づけ

2018年度
2019年度
2020年度以降



準備書及びその要約書の縦覧場所 及びHPにおける縦覧について

○縦覧期間

令和元年7月26日(金)から同年8月26日(月)まで
(土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時30分まで)

○縦覧場所

- ・ 環境局(ATCビルO's棟南館5階 または、あべのルシアス13階)
- ・ 都市計画局(市役所本庁 7 階)
- ・ 関係5区 (北区、福島区、中央区、西区、浪速区) の区役所

*** 大阪市ホームページにおいても縦覧しております。**

(URLは本日の配布資料「なにわ筋線環境影響評価 準備書への意見書の受付
について」 (4) その他に記載)

<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000475891.html>

準備書への意見書の受付について

(・・・本スライドの内容は配布資料と同じ内容になっております・・・)

(1) 受付期間

令和元年7月26日(金)から同年9月9日(月)まで

(2) 意見書の受付について

▶ 書面による意見書の提出

次の提出先に、持参、送付又はファックスにより提出してください。

(注) 持参の場合、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時30分までに提出してください。

ア 大阪市長に対して意見を述べる方

大阪市環境局環境管理部環境管理課 〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
ATCビルO's棟南館5階 TEL(06)6615-7938 FAX(06)6615-7949

イ 都市計画決定権者に対して意見を述べる方

大阪市都市計画局計画部都市計画課 〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所7階
TEL(06)6208-7848 FAX(06)6231-3753

▶ 電子申請による意見書の提出

大阪市電子申請システムによる意見書の提出も可能です。

(注) 受付最終日の9月9日(月)は午後5時30分までに提出してください。

https://s-kantan.jp/city-osaka-e-shinsei-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=3234

(3) 意見書の記載事項

意見書の様式は問いませんが、次の事項を**必ず記載**して下さい。

ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 都市計画対象事業の名称

ウ 準備書についての環境の保全及び創造の見地からの意見